各務原市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

（平成２０年２月２７日決裁）

（目的）

第１条　この要綱は、生活系排水による河川の水質汚濁の進行を防止し、生活環境の保全を図るため、各務原市が行う浄化槽設置整備事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、各務原市補助金交付規則（昭和３８年規則第３４号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）浄化槽　浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）第２条第１号に規定する浄化槽で環境省関係浄化槽法施行規則（昭和５９年厚生省令第１７号）第１条の２に規定する基準を満たすものをいう。

（２）居住の用に供する建物　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が居住する専用住宅（共同住宅及び長屋住宅を除く。以下同じ。）及び併用住宅（申請者が居住する住宅に店舗、事務所等を併設し、延べ面積の２分の１以上を住宅専用に供する建物をいう。）をいう。

（３）単独処理浄化槽　浄化槽法の一部を改正する法律（平成１２年法律第１０６号）附則第２条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。

（４）くみ取り槽　建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第２９条及び第３０条第１項並びに第３１条第３号に規定する既存くみ取り槽をいう。

（５）転換　個人が所有する専用住宅において、単独処理浄化槽又はくみ取り槽を撤去して同一の敷地内に浄化槽を設置する工事で建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項の確認（以下「建築確認」という。）を要しないものをいう。

（補助対象者等）

第３条　市長は、次に掲げる地域内において、設置後の維持管理の責任が明らかな居住の用に供する建物に処理対象人員５０人以下の浄化槽を設置（汚水処理の普及につながると認められるものに限る。）する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

（１）下水道法（昭和３３年法律第７９号）第４条第１項の規定による認可を受けた

事業計画に定められた予定処理区域（以下「下水道事業認可区域」という。）以外の地域又は下水道の整備が原則として７年以上見込まれない下水道事業認可区域内の地域

（２）水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）第１４条の８第１項に規定する生活排水対策重点地域に該当する地域

２　前項の浄化槽で処理対象人員が１１人以上２０人以下のものは、公益社団法人岐阜県浄化槽連合会（以下「岐浄連」という。）の岐阜県浄化槽生涯機能保証制度の登録を受けているものとする。

３　第１項の浄化槽で処理対象人員が１０人以下のものは、全国浄化槽推進市町村協議会（以下「全浄協」という。）に登録された浄化槽で、一般社団法人全国浄化槽団体連合会（以下「全浄連」という。）の機能保証制度又は岐浄連の岐阜県浄化槽生涯機能保証制度の登録を受けているものとする。

４　第１項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

（１）建築確認（建築確認を要しない場合を除く。）又は浄化槽法第５条第１項に規定する設置の届出をしないで浄化槽を設置する者

（２）住宅を借りている者で、貸主の承諾を得られない者

（３）販売の目的で居住の用に供する建物を建築する者

（４）既に浄化槽が設置されている居住の用に供する建物の建替え又は増築に伴い、浄化槽を設置する者

（５）既に浄化槽が設置されている居住の用に供する建物からの転居（居住する全ての者が本市の区域内において住所を変更することをいう。）に伴い、浄化槽を設置する者

（６）現に設置されている浄化槽を更新し、又は改築する者（災害に伴うものを除く。）

（７）都市計画法（昭和４３年法律第１００号）の規定による開発許可を受けた民間事業者による新たな宅地造成に伴い、浄化槽を設置する者

（８）第６条の規定による補助金の交付の決定前に浄化槽の設置に係る工事に着手した者

（９）第８条の規定により実績報告を行う時において、浄化槽を設置した居住の用に供する建物に居住していない者

（１０）市税を滞納している者

（１１）その他補助金の交付が適当でないと市長が認める者

（補助対象費用）

第３条の２　補助金の交付の対象となる費用は、次に掲げるものとする。

（１）浄化槽本体の費用及び浄化槽本体の設置に要する工事費（流入及び放流に係る管渠及びますに係る費用を除く。）

（２）個人が所有する専用住宅において、単独処理浄化槽又はくみ取り槽を撤去して同一の敷地内に浄化槽を設置する場合における単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去に必要な工事費

（３）転換に伴い宅内配管工事（流入及び放流に係る管渠及びますの設置に係る工事をいう。以下同じ。）を行う場合における当該宅内配管工事に係る費用

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、別表に定める額（当該額に１，０００円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）とする。

（補助金の交付申請）

第５条　申請者は、補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

（１）申請者が住宅を借りている者であるときは、貸主の承諾書

（２）浄化槽設置届出書又は浄化槽設置通知書の写し及び建築確認済証の写し

（３）浄化槽工事請負契約書の写し

（４）工事費用の見積書（本体費及び設置工事費の別がわかるもの）

（５）処理対象人員が１０人以下の浄化槽であるときは、全浄協の登録証の写し及び全浄協登録浄化槽管理票Ｃ票並びに全浄連の機能保証登録証又は岐浄連の生涯機能保証登録証

（６）処理対象人員が１１人以上２０人以下の浄化槽であるときは、岐浄連の生涯機能保証登録証

（７）所在地が分かる住宅地図等の写し

（８）浄化槽及び建物の配置図（水回りの位置を含む。）

（９）配管図（浄化槽から生活排水の流出箇所までの配管が分かるもの）

（１０）浄化槽の構造が分かる図面（工場で生産する浄化槽にあっては、国土交通大臣及び地方整備局長から交付された認定書並びに一般財団法人日本建築センター理事長から交付された型式適合認定書）及び特記図面

（１１）浄化槽の基礎の構造及び当該基礎のコンクリート強度が分かる書類
（１２）第３条の２第２号に規定する場合にあっては、単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去に係る工事の費用の見積書の写し並びに単独処理浄化槽又はくみ取り槽の配置図及び現況写真
（１３）第３条の２第３号に規定する場合にあっては、宅内配管工事に係る費用の見積書の写し、図面及び配管詳細図
（１４）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第６条　市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（様式第２号）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書（様式第３号）によりそれぞれ通知する。

（変更承認申請等）

第７条　前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第５条の規定により提出した書類の記載事項に変更があるときは、変更承認申請書（様式第４号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。
（１）補助事業者の住所の変更（浄化槽の設置場所への変更に限る。）
（２）市長が定める期間内の工期の延長

２　補助事業者は、補助事業が補助金の交付の決定を受けた年度内に完了しないことが判明した場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して指示を受けなければならない。

（事業実績報告）

第８条　実績報告は、事業実績報告書（様式第５号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
（１）浄化槽法定検査、保守点検及び清掃の業務委託契約書又はこれに代わる書類の写し（自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
（２）浄化槽工事チェックリスト
（３）浄化槽工事写真チェックシート
（４）浄化槽の設置に係る工事の施工状況の写真（浄化槽の施工に関する審査基準に

よるもの）

（５）第３条の２第２号に規定する場合にあっては、単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去に係る工事の施工状況の写真及び撤去した単独処理浄化槽又はくみ取り槽の産業廃棄物管理票（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「廃掃法」という。）第１２条の３第１項に規定する産業廃棄物管理票をいう。）の写し

（６）第３条の２第３号に規定する場合にあっては、宅内配管工事の施工状況の写真

（７）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　前項の事業実績報告書の提出期限は、補助事業を完了した日から１月を経過した日又は当該年度の２月末日のいずれか早い日とする。

（現場確認、交付額の確定等）

第９条　市長は、前条の規定により提出された事業実績報告書を審査し、現場確認を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第６号）により速やかに補助事業者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定による審査又は現場確認の結果、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該年度の指定する期日までに、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。この場合において、当該措置を期日までに完了しないときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

（補助金の交付の請求等）

第１０条　補助事業者は、前条第１項の規定により補助金の額が確定したときは、補助金交付請求書（様式第７号）を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

２　補助事業者は、補助事業に係る書類を前項の規定により補助金の交付を受けたときから５年間これを保管しなければならない。

（遵守事項）

第１１条　補助事業者は、当該浄化槽の機能が正常に稼働するよう、適正な維持管理に努めるとともに、廃掃法及び浄化槽法を遵守しなければならない。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行し、平成２０年度分の予算に係る補助金から適用する。

附　則（平成２０年８月２２日決裁）

この要綱は、平成２０年９月１日から施行し、改正後の各務原市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、平成２０年度分の予算に係る補助金から適用する。

附　則（平成２４年３月３０日決裁）

この要綱は、平成２４年４月１日から施行し、改正後の各務原市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、平成２４年度分の予算に係る補助金から適用する。

附　則（平成２７年３月３１日決裁）

１　この要綱は、平成２７年４月１日から施行し、改正後の各務原市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、平成２７年度分の予算に係る補助金から適用する。

２　この要綱の施行の際現に存する改正前の各務原市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定により作成されている用紙は、この要綱の施行の日以後においても、当分の間使用することができる。

附　則（令和２年３月３１日決裁）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月３１日決裁）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月２９日決裁）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月２９日決裁）

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

２　改正後の別表の規定は、令和６年度以後の予算に係る補助金について適用する。

附　則（令和８年３月３１日決裁）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

２　改正後の別表の規定は、令和８年度以後の予算に係る補助金について適用する。

別表（第４条関係）

人槽	補助金額
５人槽	３３２，０００円

６～７人槽	４１４，０００円
８～５０人槽	５４８，０００円

備考

１　人槽は、建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（ＪＩＳＡ３３０２－２０００）により算定する処理対象人員によるものとする。

２　個人が所有する専用住宅において、単独処理浄化槽又はくみ取り槽を撤去して同一の敷地内に浄化槽を設置する場合は、単独処理浄化槽若しくはくみ取り槽の撤去に必要な工事費又は単独処理浄化槽にあっては１５万円、くみ取り槽にあっては１２万円のいずれか低い方の額を加算した額とする。

３　転換を行う場合は、宅内配管工事に係る費用又は３３万円のいずれか低い方の額を加算した額とする。

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

（宛先）　各務原市長

申請者の住所

申請者の氏名

補　助　金　交　付　申　請　書

年度各務原市浄化槽設置整備事業による補助金の交付を受けたいので、各務原市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第５条の規定により、次のとおり申請します。

なお、この申請に係る審査を行うに当たり、市が申請者の市税の納付状況を調査することを承諾します。

<table>
<tr><td>補助事業の名称</td><td colspan="5">各務原市浄化槽設置整備事業</td></tr>
<tr><td rowspan="10">補助事業の内容</td><td>設置場所</td><td colspan="4">各務原市</td></tr>
<tr><td>補助対象</td><td colspan="4">１　浄化槽の設置　　２　単独処理浄化槽の撤去
３　くみ取り槽の撤去　　４　宅内配管工事</td></tr>
<tr><td rowspan="3">浄化槽の型式</td><td colspan="4">メーカー　　型　式</td></tr>
<tr><td colspan="4">認定番号</td></tr>
<tr><td colspan="4">全浄協登録番号</td></tr>
<tr><td>浄化槽の人槽</td><td colspan="4">人槽</td></tr>
<tr><td>建築物の所有者</td><td colspan="4">１ 本人　　２ 共有（　　人）</td></tr>
<tr><td>建築物の用途</td><td colspan="4">１ 住宅　　（住専部分の面積　　㎡）
２ 併用住宅　　（その他の面積　　㎡）</td></tr>
<tr><td>着工予定年月日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>完了予定年月日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>使用予定年月日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="4">交付申請額</td><td rowspan="4">合計</td><td rowspan="4">円</td><td>浄化槽設置工事費</td><td>円</td></tr>
<tr><td>単独浄化槽
くみ取り槽　撤去工事費</td><td>円</td></tr>
<tr><td>宅内配管工事費</td><td>円</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>添 付 書 類</td><td colspan="5">①（住宅を借りている場合）貸主の承諾書
②浄化槽設置届出書又は浄化槽設置通知書の写し及び建築確認済証の写し
③浄化槽工事請負契約書の写し
④工事費用の見積書（本体費、設置工事費の別が分かるもの）
⑤（処理対象人員が１０人以下の浄化槽の場合）全浄協の登録証の写し及び全浄協登録浄化槽管理票Ｃ票並びに全浄連の機能保証登録証又は岐浄連の生涯機能保証登録証
⑥（処理対象人員が１１人以上２０人以下の浄化槽の場合）岐浄連の生涯機能保証登録証
⑦所在地が分かる住宅地図等の写し
⑧浄化槽及び建物の配置図（水回りの位置を含む。）
⑨配管図（浄化槽から生活排水の流出箇所までの配管が分かるもの）
⑩浄化槽の構造が分かる図面（工場で生産する浄化槽にあっては、国土交通大臣及び地方整備局長から交付された認定書並びに一般財団法人日本建築センター理事長から交付された型式適合認定書）及び特記図面
⑪浄化槽の基礎の構造及び当該基礎のコンクリート強度が分かる書類
⑫（単独処理浄化槽又はくみ取り槽を撤去する場合）撤去に係る工事の費用に係る見積書の写し並びに単独処理浄化槽又はくみ取り槽の配置図及び現況写真
⑬(転換に伴う宅内配管工事を行う場合)宅内配管工事に係る費用の見積書の写し、図面及び配管詳細図
⑭その他市長が必要と認める書類</td></tr>
</table>

様式第２号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

各務原市長

補　助　金　交　付　決　定　通　知　書

年　　月　　日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、各務原市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第６条の規定により通知します。

補助事業の名称	各務原市浄化槽設置整備事業
補助金の交付決定金額	円
交付の条件	１　補助金の交付決定を受けた者（補助事業者）は、**年　月　日までに補助事業を完了**しなければなりません。 上記の期限までに補助事業を完了することができないときは、あらかじめ市長に届け出て、その承認を受けなければなりません。 ２　補助事業者は、補助事業の内容の変更、中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第４号）を市長に提出し、その承認を受けなければなりません。 ３　補助事業者は、補助金に係る事業が完了したときは速やかに事業実績報告書（様式第５号）を市長に提出しなければなりません。 ４　市長は補助事業等の執行方法が不適当な場合には、補助金等の交付決定の取消し、返還を命ずることがあります。 ５　補助事業等に係る経費の収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておくとともに、補助事業が完了した年度の翌年度以後５年間保存しなければなりません。 ６　市長若しくはその委任を受け、若しくは命を受けた者が行う調査又は監査委員の監査に応ずること。
備考	

様式第３号（第６条関係）

第　　号

様

補 助 金 不 交 付 決 定 通 知 書

年　　月　　日付けで申請のあった各務原市浄化槽設置整備事業補助金については、下記の理由により不交付とする。

年　　月　　日

各務原市長

記

理由

様式第４号（第７条関係）

年　　月　　日

（宛先）各務原市長

補助事業者の住所

補助事業者の氏名

変　更　承　認　申　請　書

各務原市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第７条の規定により、次のとおり申請します。

交付決定年月日	年　　月　　日	文書番号	第　　号
補助事業の名称	各務原市浄化槽設置整備事業		
補助事業の変更内容	１　変　更 ２　中　止 ３　廃　止		
理　　由			

様式第５号（第８条関係）

年　　月　　日

(宛先)　各務原市長

補助事業者の住所

補助事業者の氏名

事　業　実　績　報　告　書

各務原市浄化槽設置整備事業が完了したので、関係書類を添えて次のとおり報告します。

交付決定年月日	年　　月　　日	文書番号	第　　号
補助事業の名称	各務原市浄化槽設置整備事業		
補助事業の完了年月日	年　　月　　日		
補助金交付決定金額	円		
添　付　書　類	①浄化槽法定検査・保守点検・清掃の業務委託契約書又はこれに代わる書類の写し ②浄化槽工事チェックリスト ③浄化槽工事写真チェックシート ④浄化槽の設置に係る工事の施工状況の写真（浄化槽の施工に関する審査基準によるもの） ⑤（単独処理浄化槽又はくみ取り槽を撤去した場合）撤去に係る工事の施工状況の写真及び撤去した単独処理浄化槽又はくみ取り槽の産業廃棄物管理票の写し ⑥（転換に伴う宅内配管工事を行った場合）宅内配管工事の施工状況の写真 ⑦その他市長が必要と認める書類		

上記の届出により、現場確認の結果適正であると認めます。

年　　月　　日

検査員職氏名　　印

様式第６号（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

各務原市長

補 助 金 交 付 額 確 定 通 知 書

年　　月　　日付けで提出された事業実績報告書を審査し、現場確認をおこなった結果、各務原市浄化槽設置整備事業補助金については、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

様式第７号（第１０条関係）

年　　月　　日

(宛先)　各務原市長

補助事業者の住所

補助事業者の氏名

補　助　金　交　付　請　求　書

各務原市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり請求します。

交付決定年月日	年　　月　　日	文書番号	第　　号
補助事業の名称	各務原市浄化槽設置整備事業		
補助金の請求金額	円		

（振込先）

金融機関名	銀行　金庫 農協　信用金庫　　支店
預金の種類	普通・当座
口座番号	No.
ふりがな	
預金名義人	